あいさつ

ＪＡあわ市は、阿波市を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の皆さまが組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組合であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当ＪＡでは資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当ＪＡは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めてまいります。

阿 波 市 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長　前田 安夫

１．経営理念

ＪＡあわ市は　自然と人を大切にし
地域社会の発展と地域の人々の
豊かな暮らしの実現に努めてまいります。

１．ＪＡあわ市は自然を大切にします。

すべての産業の母である農業を通じて水・緑を守り美しい日本の環境を次世代へ残していくために自然を大切にします。

２．ＪＡあわ市は人を大切にします。

人とは、組合員、利用者、地域の人々、役職員のことであり、お互いに人を思いやるやさしい心・相互扶助の心を育み、人と人の絆を大切にします。

３．ＪＡあわ市は地域社会の発展に貢献します。

ＪＡは地域社会の人々と共生・共存・共栄しています。心から安心して日々暮らせる明るい社会づくりと地域の文化・健康・福祉の発展に貢献します。

４．ＪＡあわ市は豊かな暮らしの実現に貢献します。

ＪＡの持つ様々な機能を最大限に発揮し、地域の人々のニーズに合った事業・サービスを提供することにより豊かな暮らしの実現に貢献します。

２．経営方針

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当ＪＡでは、市町村と連携し、認定農業者の育成や集落営農の推進、農業生産法人や特定農業団体の設立の推進を図ります。さらに、販売力の強化と営農経済渉外員の活動の充実、流通コストの低減等に取り組み、農家所得の向上を図ります。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なＪＡバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるＪＡを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

ＪＡ共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

３．経営管理体制

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

第２年度

事　業　報　告

令和４年４月１日から令和５年３月31日まで

阿波市農業協同組合

１　組合の事業活動の概況に関する事項

（１）当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

今、私たちの「食」と「農」を取り巻く環境が大きな転換点を迎えています。

我が国においては、生産資材の高騰や輸入食料品の値上げ、コロナ禍による物流の混乱などに代表される通り、食料の安定供給リスクが、今まさに現実のものになりつつある状況にあり、緊迫するウクライナ情勢等により、さらにそのリスクが拡大する恐れがあります。

そのような中、食料生産に不可欠な燃油や肥料、飼料などの生産資材価格の高騰が農業経営を直撃し、「食」を支える「農」の生産現場においては、持続的な営農を行うことができないほどの危機に瀕しています。

令和４年度の財務状況は、自己資本比率16.85％となり、不良債権比率は1.48％となっております。

また、収支面においては、事業利益 15,671 千円、経常利益は 57,434 千円、当期損失金は 754,912 千円となりました。当期損失金については、減損会計の適用により減損損失を計上したことによるものです。

主な事業活動と成果につきましては、以下のとおりです。

①　信用事業

貯金については、組合員、地域の皆様、利用者の当組合に対する信頼を背景に、令和 4 年度末で 48,567,226 千円となりました。また、貸出金については、各種ローン推進を行い、貸出残高が 5,220,885 千円となりました。

②　共済事業

組合員、利用者の保障ニーズに応じた普及活動に取り組み、長期共済の新契約につきましては、5,754,187 千円の保障実績となりました。

③　購買事業

購買事業全体では、目まぐるしく変化する国際情勢の影響により、肥料・飼料・燃料などの生産資材の高騰で生産現場は非常に厳しい状況となりました。

このような状況下でしたが、水稲・野菜の主要品目においては、予約購買を推進し、少しでも安価な資材の提供に努めました。

④　販売事業

夏秋茄子・ブロッコリー部会の統一により規格・資材の統一を図り、品質向上・コストダウンに努めました。しかし、新型コロナウイルス感染再拡大を受け、様々な行事・活動自粛を余儀なくされましたが、生産部会・各関係機関・市場と連携して契約販売を継続して実施するなど有利販売に繋げました。

また、品質保持の為、集出荷貯蔵施設において輸送段階まで低温での一時保管を徹底し、安心・安全な農産物の供給に努めました。

⑤　指導事業

指導事業では安全・安心な農産物の供給を基本に、生産履歴記帳運動を展開して消費者や市場から信頼される農産物の生産指導に努めました。

ここに組合員各位のご支援とご協力に謝意を表しますとともに、各事業部門の概要を次のとおりご報告いたします。

① 信 用 事 業 報 告

信用事業を取り巻く環境は、農業人口の減少や高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も影響し、事業基盤の変化、低金利による収益の低下や経済環境の悪化による金融市場の変化など、厳しい状況となりました。

このような中、貯金では、組合員等利用者に対し、一層の利用向上を図り、年金受給者の獲得、定期積金、定期貯金等の推進活動を実施しましたが、地公体等の大口貯金の満期払出もあり、貯金残高は48,567,226千円の実績となりました。

貸出金については、農業・くらし・地域の発展や活性化に資するために貸出専任渉外を配置し、ＪＡバンク統一ローン・農業融資等の積極的な推進を行った結果、貸出金は5,220,885千円の実績を上げることができました。

貯　金
実績　48,567,226千円

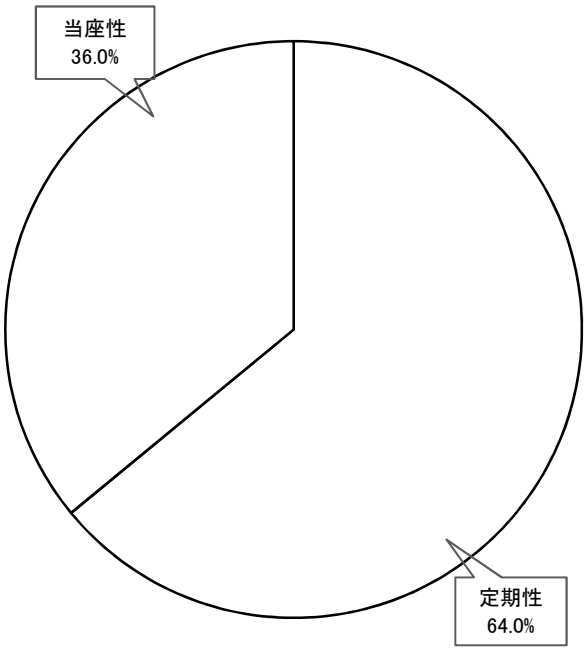

貸出金
実績　5,220,885千円

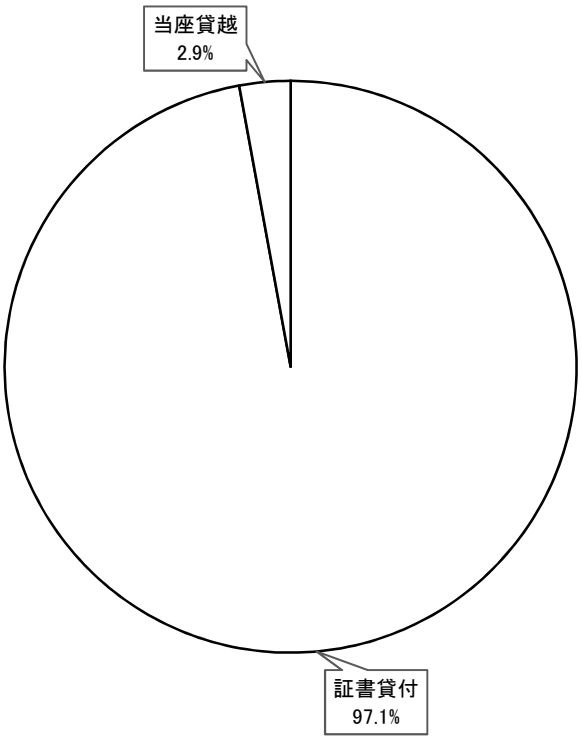

② 共 済 事 業 報 告

「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供によって契約者・利用者の点検活動（近況確認・請求漏れの確認・契約内容の確認）を展開するとともに、世帯内未加入者への積極的なアプローチ活動を実施しました。新型コロナウイルス感染予防等を踏まえたＬＡ体制を本店に集約し、全共連との同行推進に取り組み、組合員・利用者への万全な保障提供を行った結果、長期共済新契約5,754,187千円の保障実績を上げることができました。

また、短期共済では、自動車共済5,978件、自賠責共済3,444件、火災共済1,187件、傷害共済1,291件の実績となりました。

長期共済新契約高（保障）
実績　5,754,187千円

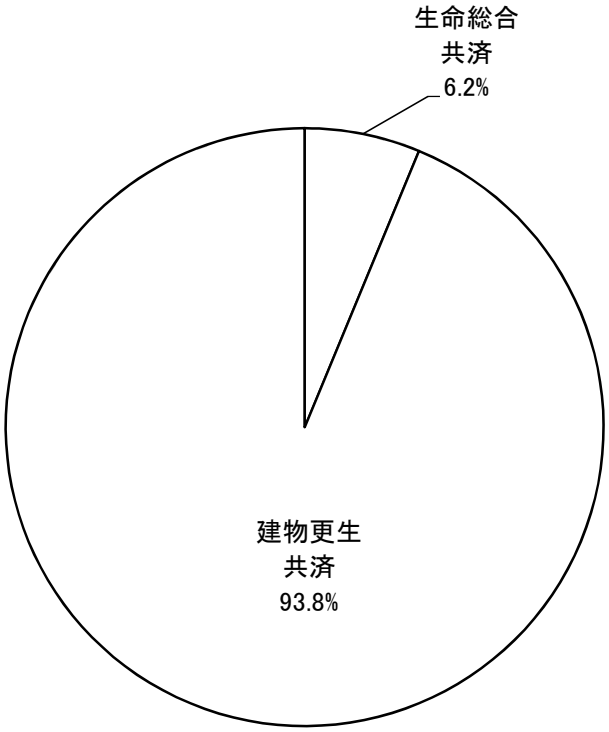

長期共済保有契約高（保障）
実績　105,184,296千円

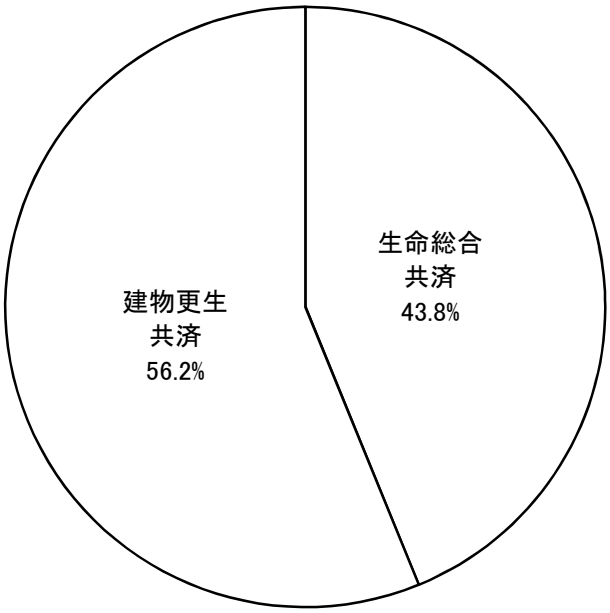

③ 購 買 事 業 報 告

近年、ロシア・ウクライナ情勢による各国への経済制裁や日米間の金融政策の違い、新型コロナウイルスの影響などにより、日本だけでなく世界経済が大きく変動しております。

このような情勢の中、物価の上昇や円安の進行が要因となり、肥料・農薬・包装資材などの生産資材価格に加えて、製造諸経費、物流費などのエネルギーコストが高騰しています。

こうした中、生産資材については、肥料・農業機械・出荷資材は計画を上回りましたが、生活物資の日用保健雑貨が下回り、購買品取扱高実績は1,268,936千円となり、計画対比101.0%、前年対比101.7%となりました。

購買品取扱高　実績1,268,936千円

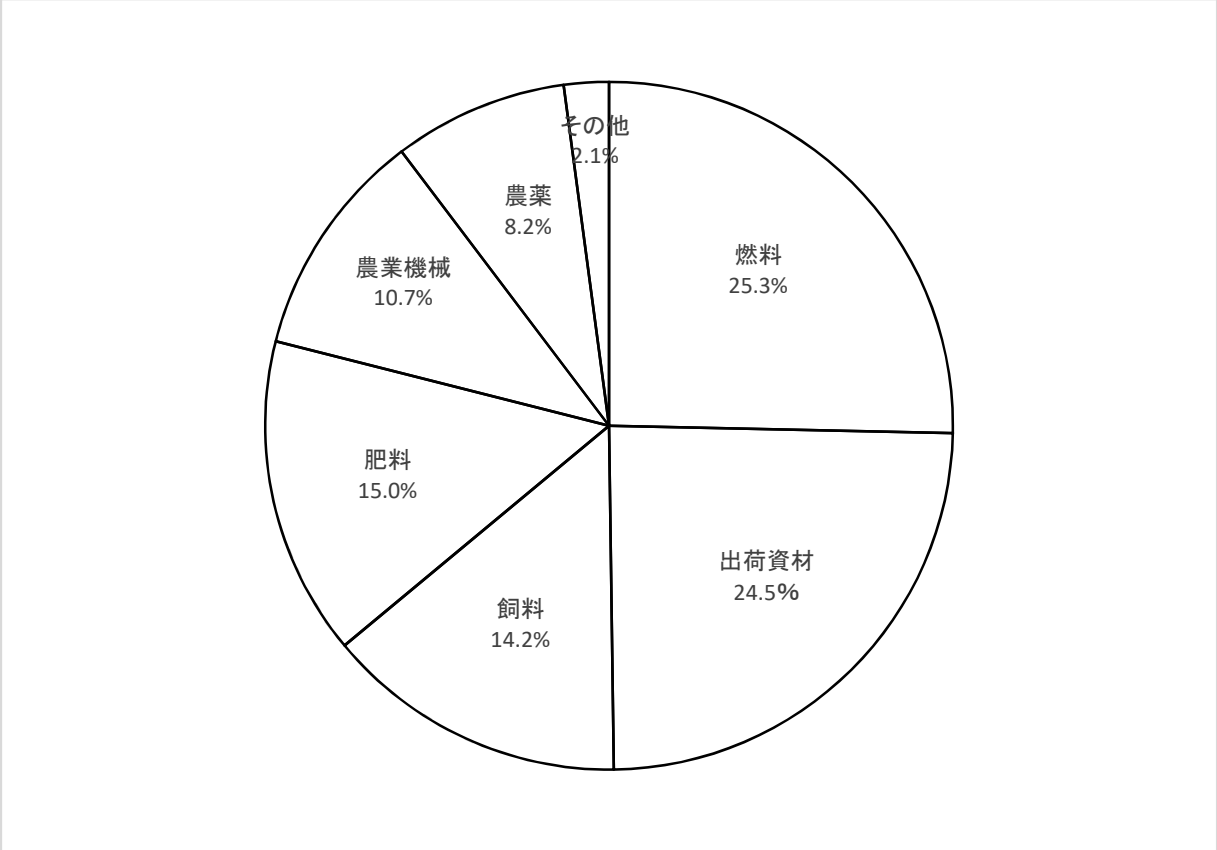

④ 販 売 事 業 報 告

販売事業を取り巻く環境は、農業者の離農や後継者問題、高齢化の進行など依然として厳しい状況が続いております。

また、農業生産流通の変化・多様化が加速し、消費者の食に対する安全や品質を重視する傾向がますます高まっており、環境は変化しております。

このような中、契約・直接販売取引を継続して実施するなど、各関係機関・市場と連携強化を図り、有利販売に努めました。

販売取扱高実績は2,555,847千円となり、前年対比103.0%の結果となりました。

主な作物等の販売実績は次の通りです。

水稲

令和4年産米については、近年、徳島県奨励品種（あきさかり）が定着し、高温障害に比較的強い特性を活かし、良品質のお米が収穫できました。しかし、着色粒（カメムシ）の被害粒が多く、1等比率は42.7%となりました。

施設野菜

気候等にあまり左右されることなく推移したことから、品質も良く、栽培環境に恵まれました。しかし、原油価格が高騰し、経費高になり、生産コストが増大しました。

秋冬野菜

台風等の自然災害の影響もなく順調に生育し、出荷を迎えました。業務関係の低迷による厳しい環境下の中、ブロッコリー・レタスについては、契約販売・直接販売を継続し、有利販売に努めました。

ブロッコリーについては、販売金額106.7%、レタスでは、販売金額109.1%と前年を大きく上回りました。

畜産

販売品取扱高52,209千円となり、前年対比105.7%となりました。

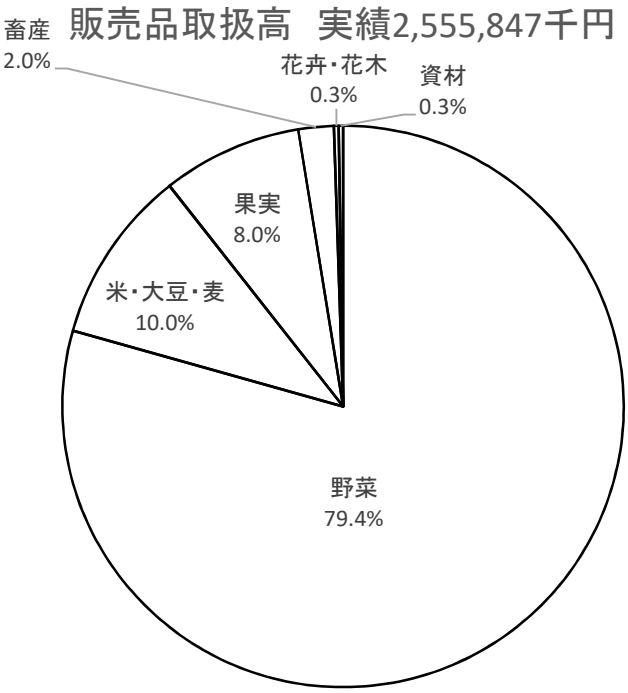

⑤ 指 導 事 業 報 告

新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、3年目を迎え、社会経済活動にも色濃く影を落とし、農業分野においても多大な影響を受けました。さらに国際情勢の変化により、農業を取り巻く環境は、日々厳しさを増しています。この中で、国等から農業者に支給される肥料等価格高騰助成金の申請支援（肥料価格高騰対策事業・燃油高騰対策事業・物価高騰対策応援金支援）に取り組みました。

水稲においては、統計開始以降最も早い梅雨明けとなったことにより平年と比べて降水量は少なく推移し、出穂期以降の天候が高温・多照で推移、8月中旬以降の日照不足はあったものの気温は平年を上回っていた為、平年並みの作況となりました。

食農教育として、管内小学校6校で食農教育授業及び資材・種苗の提供を行い、授業を通して地域の農業やＪＡへの理解を深めてもらう取り組みを行いました。

第3次中期3か年経営計画の重点施策に基づき、農業所得の向上に取り組むとともに、担い手の育成・認定農業者の育成・確保及び推進、またＪＡグループの総合機関誌・教育情報誌としての農業新聞の推進を行うとともに、青色申告加入推進により節税に取り組みました。安全・安心対策として、徳島県安全安心協議会のオープンラボシステムによる農薬残留検査等を行うとともに、農産物の放射性物質検査等も随時行い、消費者への「安全・安心」を届ける為、全農や行政・農業支援センター等と連携し、事業推進を行いました。

夏秋茄子

新規肥料を本格導入し、生産者の9割が使用、低コスト省力化に寄与しました。

令和4年5月20日にそれぞれの部会が統一され、今後、販売課との連携を密にスケールメリットを発揮してまいります。

ブロッコリー

近年被害が多い「黒すす病」の防除対策に注力し、県下他産地では発生が多かったが、管内での発生を抑制できました。

年内どり・厳寒期どり作型で堆肥を使用した低コスト肥料の試験を行い、有効性を確認し、今後も導入に向けて検討を行います。

令和5年1月26日にそれぞれの部会が統一され、今後、販売課との連携を密にスケールメリットを発揮してまいります。

阿波山田錦

新規一発肥料を本格導入し、省力化に寄与しました。

５．リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、

資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。　当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努める

とともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

①　苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：0883-35-5115（月～金　8 時 30 分～17 時））

②　紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

（一財）自賠責保険･共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

（公財）日弁連交通事故相談センター

http://n-tacc.or.jp/

（公財）交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

６．自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年３月末における自己資本比率は、16.85％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	阿波市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,394 百万円（前年度 4,039 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

７．主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。
この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。
また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□商品のご案内

主な貯金の種類　　（令和５年４月１日現在）

<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　容</th><th>期　間</th><th>お預入れ金額</th></tr>
<tr><td>当座貯金</td><td>お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。</td><td rowspan="2">自　由</td><td rowspan="2">１円以上</td></tr>
<tr><td>普通貯金</td><td>いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。（決済用貯金の取り扱いもいたしております。）</td></tr>
<tr><td>通知貯金</td><td>まとまったお金の短期運用に適した貯金です。お引き出しの場合は、２日以上前にお知らせください。</td><td>７日以上</td><td>50,000 円以上</td></tr>
<tr><td>スーパー定期貯金</td><td>最長５年までニーズにあった期間でお預入れできる定期貯金です。</td><td rowspan="2">１か月以上５年以内
（期日指定方式もございます）</td><td>１円以上</td></tr>
<tr><td>大口定期貯金</td><td>1,000 万円以上の大口資金の運用に適した商品です。</td><td>1,000 万円以上</td></tr>
<tr><td>定期積金</td><td>目標を定めて無理のない資産の積立を行っていただくことができます。</td><td>６か月以上 10 年以内</td><td>1,000 円以上
（1 回あたり）</td></tr>
<tr><td>積立式定期貯金</td><td>毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。</td><td>６か月以上</td><td>１円以上
（1 回あたり）</td></tr>
</table>

● 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主なローンの種類　　（令和５年４月１日現在）

種　類	資　金　使　途	融資金額	融　資　期　間	担　保・保　証
フリーローン	生活に必要な一切の資金および事業性資金（負債整理は除く。）	500 万円以内	６か月以上 10 年以内	三菱ＵＦＪニコス株式会社の保証が必要となります。
多目的ローン	資金使途が確認できる生活に必要な資金（負債整理は除く。）	500 万円以内	６か月以上 10 年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
		1,000 万円以内	６か月以上 10 年以内	三菱ＵＦＪニコス株式会社の保証が必要となります。
マイカーローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯費用	1,000 万円以内	６か月以上 10 年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
教育ローン	入学時および就学時に必要な資金	1,000 万円以内	６か月以上 15 年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
住宅ローン	住宅の新築、購入（マンション、中古住宅を含む。）、住宅用の土地購入および借換	1 億円以内	３年以上 40 年以内	融資対象の住宅・敷地等の担保設定のほか、徳島県農業信用基金協会等の保証と、団体信用生命共済への加入が必要となります。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修・付帯設備資金	1,500 万円以内	６か月以上 15 年以内	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。
カードローン	生活に必要な一切の資金	500 万円以内	1 年毎の更新	徳島県農業信用基金協会等の保証が必要となります。

農業関連資金

		資　金　名	資　金　使　途	貸　出　期　間 （　）内は据置期間	貸　出　金　額
農業関連資金	ＪＡプロパー資金	アグリマイティー資金	運転資金、設備資金等農業者および農業団体のあらゆる農業資金にご利用いただけます。	対象事業に応じて最長 25 年以内	事業費の範囲内
		ＪＡ農機ハウスローン	農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建設資金	1 年以上 ～最長 10 年以内	1,800 万円以内
		ＪＡ営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1 年ごとの自動更新	300 万円以内
		ＪＡ大型営農ローン	営農に必要な運転資金です。	1 年ごとの自動更新	300 万円超 1,000 万円以内
		ＪＡ交付金等つなぎ資金	国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金受領までのつなぎ資金	1 年以内	支払われる交付金相当額のうちＪＡ口座に入金される金額の範囲内
	農業近代化資金	（１号資金） 建構築物等造成資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧（認定農業者のみ）又は取得に要する資金	農機具等のみ ①認定農業者 7（2）年以内 ②認定新規就農者 10（5）年以内 ③その他 7（2）年以内 畜舎・果樹棚等を含む ①認定農業者 15（7）年以内 ②認定新規就農者 17（5）年以内 ③その他 15（3）年以内	事業費の 80% （認定農業者 100%（ただし、7 号資金の①及び②は除く。））と次の額のいずれか低い額 個人 1,800 万円 （知事特認 20,000 万円） 農業参入法人 15,000 万円 農業を営む法人等 20,000 万円

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>資　金　名</th><th>資　金　使　途</th><th>貸　出　期　間
（　）内は据置期間</th><th>貸　出　金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">農業関連資金</td><td rowspan="5">農業近代化資金</td><td>（2号資金）
果樹等植栽育成資金</td><td>果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者以外は制限）</td><td>①認定農業者
15（7）年以内
②認定新規就農者
17（7）年以内
③その他
15（7）年以内</td><td rowspan="5">事業費の80%（認定農業者100%（ただし、7号資金の①及び②は除く。））と次の額のいずれか低い額
個人
1,800万円
（知事特認
20,000万円）
農業参入法人
15,000万円
農業を営む法人等
20,000万円</td></tr>
<tr><td>（3号資金）
家畜購入育成資金</td><td>乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金</td><td>①認定農業者
7（2）年以内
②認定新規就農者
10（5）年以内
③その他
7（2）年以内</td></tr>
<tr><td>（4号資金）
小土地改良資金</td><td>事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧（認定農業者のみ）に要する資金</td><td>①認定農業者
15（7）年以内
②認定新規就農者
18（5）年以内
③その他
15（3）年以内</td></tr>
<tr><td>（5号資金）
長期運転資金</td><td>農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金</td><td>①認定農業者
15（7）年以内
②認定新規就農者
17（5）年以内
③その他
15（3）年以内</td></tr>
<tr><td>（6号資金）
農村環境整備資金</td><td>診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得資金</td><td>①農協等
20（3）年以内
※個人は対象外</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">資　金　名</th><th>資　金　使　途</th><th>貸　出　期　間
（　）内は据置期間</th><th>貸　出　金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">農業関連資金</td><td rowspan="4">農業近代化資金</td><td colspan="2">（7号資金）
大臣特認</td><td></td><td></td><td rowspan="4">事業費の80%
（認定農業者100%（ただし、7号資金の①及び②は除く。））と次の額のいずれか低い額
個人
1,800万円
（知事特認
20,000万円）
農業参入法人
15,000万円
農業を営む法人等
20,000万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">①農村給排水施設資金</td><td>農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金</td><td>①認定農業者
15（7）年以内
②認定新規就農者
17（5）年以内
③その他
15（3）年以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">②特定農家住宅資金</td><td>農業振興地域、過疎地域、振興山村地域の家族農業経営体の農業者が行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する費用で、一定の要件に該当するもの</td><td rowspan="2">①認定農業者
15（7）年以内
②認定新規就農者
17（5）年以内
③その他
15（3）年以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">③内水面養殖施設資金</td><td>水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得資金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県単制度資金</td><td rowspan="2">農業近代化資金の借受者のうち、一定要件に該当する方に対し、上乗せ利子補給を行う資金</td><td>①徳島県農業担い手育成資金</td><td>農業近代化資金（1～4号資金）と同じ。
ただし、18歳以上41歳未満で一定要件に該当する方に限ります。</td><td>農業近代化資金の各資金に同じ。</td><td>1,800万円以内</td></tr>
<tr><td>③青年農業士等経営支援資金</td><td>農業近代化資金（1～4号資金）と同じ。
県知事の認定する「青年農業士」又は「指導農業士」の方に限ります。</td><td>農業近代化資金の各資金に同じ。</td><td>事業費の80%
（認定農業者は100%）と1,000万円のいずれか低い額</td></tr>
</table>

農業関連資金	天災資金	「天災融資法」の発動により行われる、被害農業者等に対する資金です。	被害損失割合により異なります。	一般農業者は損失額の 45%又は 200 万円（法人 2,000 万円）のいずれか低い額（※1）

（※1）損失額の 45%又は 200 万円（法人 2,000 万円）のいずれか低い額
（果樹栽培者・家畜等飼養者については、損失額の 55%又は 500 万円（法人 2,500 万円）のいずれか低い額）

受託資金

		資　金　名	資　金　使　途	期　間 （　）内は据置期間	貸出金額
受託資金	日本政策金融公庫	農業改良資金	生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取組みを応援する無利子の資金です。	12（3）年以内	個人 5,000 万円以内 法人 15,000 万円以内
		農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）	認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。	25（10）年以内	個人 30,000 万円以内 法人 100,000 万円以内
		経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資を支援する資金です。	25（3）年以内	個人 15,000 万円以内 法人 50,000 万円以内 （負担額の 80%以内）
		農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。	10（3）年以内	一般　600 万円以内 特認　年間経営費等の 6/12 以内（※１）
		農業基盤整備資金	用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など、生産基盤を整備するための資金です。	25（10）年以内	地元負担額
		青年等就農資金	新たに農業経営を開始する認定新規就農者を支援する無利子の資金です。	17（5）年以内	3,700 万円以内
	日本政策金融公庫 国の教育ローン		高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金です。	15 年以内※ （在学期間） ※在学期間中は元金据置、利息のみの支払可能	学生・生徒お一人につき 350 万円以内

（※1）新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
貸出金額　一般：1,200 万円以内、特認：年間経営費等の 12/12 以内
貸出金額（一般、特認）の引上げ措置は、令和 5 年 9 月 30 日までに貸付決定した案件のみ適用となります

● **為替業務**

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

● **サービス・その他**

全国統一の信用オンラインシステムであるＪＡＳＴＥＭシステムを利用して、ＪＡキャッシュサービス、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス等を取り扱っています。

各種手数料等一覧表

令和５年４月１日現在

					同一店舗	系統金融機関	他金融機関
送金手数料			普通扱い		無料	４４０円	６６０円
振込手数料	窓口利用	３万円未満	電信扱い	県内	無料	２２０円	５５０円
				県外	無料	５５０円	
			文書扱い		無料	２２０円	４４０円
		３万円以上	電信扱い	県内	無料	４４０円	７７０円
				県外	無料	７７０円	
			文書扱い		無料	４４０円	６６０円
	自動機利用	３万円未満	電信扱い		無料	１１０円	４４０円
		３万円以上			無料	３３０円	６６０円
	ＪＡネットバンク利用	３万円未満		県内	無料	１１０円	３３０円
				県外	無料		
		３万円以上		県内	無料	２２０円	４４０円
				県外	無料	３３０円	
代金取立手数料	自店分				無　料		
	電子交換所取立				４４０円		
	個別取立				８８０円		
その他手数料	送金・振込の組戻料				１通につき　６６０円		
	不渡手形返却料				１通につき　６６０円		
	取立手形組戻料				１通につき　６６０円		
	取立手形店頭呈示料				１通につき　６６０円		
	小切手用紙の発行				１冊につき　１，１００円		
	手形用紙（約束・為替）の発行				１冊につき　８８０円		
	マル専当座取扱料				割賦販売通知１件につき　３，３００円		
	マル専手形用紙代				１枚につき　５５０円		
	各種証明書の発行				１件につき　２２０円		
	通帳・証書の再発行				１件につき　１，１００円		
	ＩＣキャッシュカードの再発行				１件につき　１，１００円		
	暗証番号照会手数料				無　料		
	取引履歴照会				１件につき　４４０円		
	変動金利住宅ローン切替料				１件につき　５，５００円		
	住宅ローン繰上げ返済料				一部返済　１件につき　５，５００円 全額返済　１件につき　１１，０００円		
	ＪＡネットバンク利用手数料				１契約につき　無　料		

※注：上記金額には、消費税等が含まれています。

□　共済事業について

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また豊かで安心して暮らせる地域社会づくりをめざした取り組みとして、地域貢献活動を行っております。

1.　令和４年度末事業実績

①　全国計

長期共済保有契約件数	約３，１３１万件
長期共済保有契約高	約２２４兆３，３５５億円
短期共済新契約掛金	約３，６０６億円
支払共済金額	約３兆１，０８６億円
総資産額	約５７兆６，８７０億円（前年度約５８兆１，９２６億円）

②　徳島県計

長期共済保有契約件数	約２１万件
長期共済保有契約高	約２兆２９４億円
短期共済新契約掛金	約３３億円
支払共済金額	約２４３億円

2.　地域貢献活動実施内容

①　書道・交通安全ポスターコンクールの開催

小・中学生の書道・美術教育への貢献を目的に開催しています。

②　交通安全対策活動

交通事故未然防止を目的に、小学校新１年生に向けた交通安全傘の寄贈、「交通事故相談」を行っています。

③　健康管理活動

女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。

④　母子手帳ケースの寄贈

子育て支援の一環として、徳島県内の自治体に母子手帳ケースを寄贈し、自治体より母子手帳交付時に配布いただいています。

□　ＪＡ共済種類一覧（令和５年４月１日現在）

1.　長期共済（共済期間が５年以上の契約）

①　終身共済
　万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。

②　生存給付特則付一時払終身共済（平28.10）
　ご加入しやすく生前贈与としても活用できる、一生涯の万一保障プランです。

③　予定利率変動型年金共済
　老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約後６年目以降、その時の経済状況に合わせ予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。

④　養老生命共済
　万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。

⑤　こども共済
　お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

⑥　医療共済
　日帰り入院からまとまった一時金を受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

⑦　がん共済
　がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。全てのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。（８０歳満了タイプもあります。）

⑧　介護共済
　公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、介護の不安に一生涯備えられるプランです。

⑨　認知症共済
　認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症（MCI）まで幅広く保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートします。

⑩　生活障害共済
　病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。

⑪　特定重度疾病共済
　三大疾病に加え生活習慣病により所定の状態に該当した場合に一時金で保障するプランです。

⑫　建物更生共済
　火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

　上記の共済以外に定期生命共済、一時払介護共済、引受緩和型終身共済、引受緩和型医療共済も取り扱っております。

2.　短期共済（共済期間が５年未満の契約）

①　自動車共済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

②　自賠責共済

法律ですべての自動車に加入が義務づけられており、自動車の運行に起因して他人を死傷させたときの損害を保障します。

③　農業者賠償責任共済

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業事業に関するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

④　傷害共済

日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

上記の保障以外に、火災共済等も取り扱っております。

◇ＪＡ共済の仕組み

ＪＡ共済は、平成１７年４月１日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。

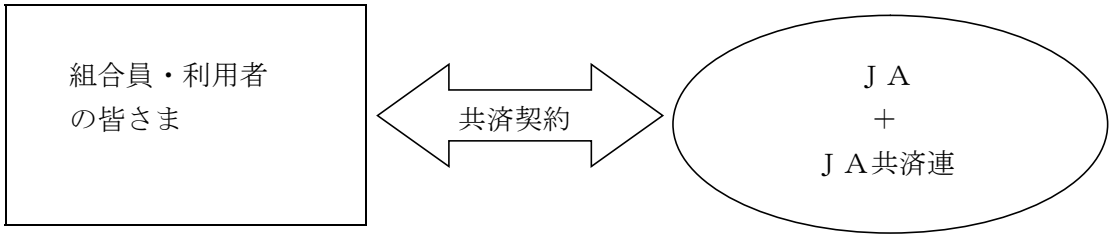

Ｊ　　Ａ　：　ＪＡ共済の窓口です。
組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

ＪＡ共済連　：　ＪＡと一体となって、ＪＡ共済事業を運営しています。
ＪＡ共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

□　系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022 年 3 月末現在で 4,627 億円となっています。